

建築物におけるコンクリートの品質管理実施要領

生コンの使用にあたっては、建築工事共通仕様書等においてその品質管理方法等が定められており、これに基づき適正に施工されているところではありますが、昨今の経済情勢下での価格競争の激化により、生コンクリート価格の下落に伴う品質の低下が懸念されております。

つきましては、建築物におけるコンクリートの品質管理の一層の適正化を図るため、以下のとおり実施することとします。

< 対象建築物 >

構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令第1条第1項第3号による)に生コンクリートを合計150m³以上使用する建築物、及び発注監督員が重要と判断したものとする。

< 施工時の対応 >

対象建築物においては、建築工事共通仕様書に定める生コンクリートの品質管理試験^{*1}の一部を、監督員の立ち合いにより実施することとする。

立ち合い頻度

コンクリートの打設回数の概ね3割程度について立ち合うこととする。なお、各建物毎に最低1回は立ち合いを行うこととする。

立ち合い試験は、塩化物総量規制、スランプ試験、コンクリートの強度試験、空気量試験の4項目で1回とする。

立ち合い時期

立ち合い時期については、監督員の裁量によることとする。なお、試験器具等の手配の関係で請負業者等との協議が必要となるが、打設中間時等できるだけ抜き打ち的に実施できるよう配慮されたい。

< 完成時検査での対応 >

対象建築物については、完成時検査においてテストハンマーによる強度推定検査を実施することとする。なお、実施にあたっては、「テストハンマーによる強度推定調査の6つのポイント(国土交通省大臣官房技術調査課)」を参考とされたい。

実施方法

1構造部位につき3箇所の検査を実施する。検査の結果、3回の平均強度が所定の強度を得られない場合、若しくは1箇所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、その周辺において、再調査を5箇所実施すること。

測定方法

「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法(JSC E - G 5 0 4)」により実施すること。「コンクリート標準示方書(基準編)」参照

測定時期について

原則的に完成時検査において実施するが、足場が存置されている間に測定することが望ましい場合は、検査員と協議のうえ事前に監督員により実施することとし、検査結果について別紙様式により検査員に報告する。

圧縮強度試験の実施

テストハンマーによる強度推定検査の再検査の平均強度が所定の強度を得られない場合、若しくは1箇所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、所定の強度を得られない箇所の付近においてコアを採取し、圧縮強度試験を「コンクリートからのコア及びはりの切取り方法並びに強度試験法(JISA1107)」により実施することとする。

*1 塩化物総量規制、スランプ試験、コンクリートの強度試験、空気量試験